

愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金  
仕入控除税額報告書記入要領及び審査要領  
(令和 7 年度分)

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課

報告・連絡先

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課  
薬事グループ

電子メール: [iyaku@pref.aichi.lg.jp](mailto:iyaku@pref.aichi.lg.jp)

# 報 告 の 概 要

## 1 仕入控除について

消費税はその制度上、重複して消費税が課されないよう、仕入税額控除制度が設けられています。一方、補助金の充当を受けた経費の消費税は、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができます。このため、仕入控除をした場合、事業者は補助金の充当を受けた経費にかかる消費税額を実質的に負担していない（負担していない消費税分を補助金により受け取っている）ことになります。

このことから、補助事業完了後に消費税の確定申告により補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事へ報告していただき、愛知県に返還していただく必要があります。

仕入税額控除について、詳しくは税理士・所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご確認ください。

## 2 対象者

令和7年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金の交付を受けた保険医療機関及び保険薬局

※ 仕入控除額が0円（返還額なし）の場合であっても報告が必要です。

## 3 返還の要否

仕入控除額の返還の要否は事業者により異なります。報告に先立ち、4～5ページのフローチャートで返還の要否をお確かめください。

## 4 報告期限

2027（令和9）年1月29日（金）

## 5 報告方法

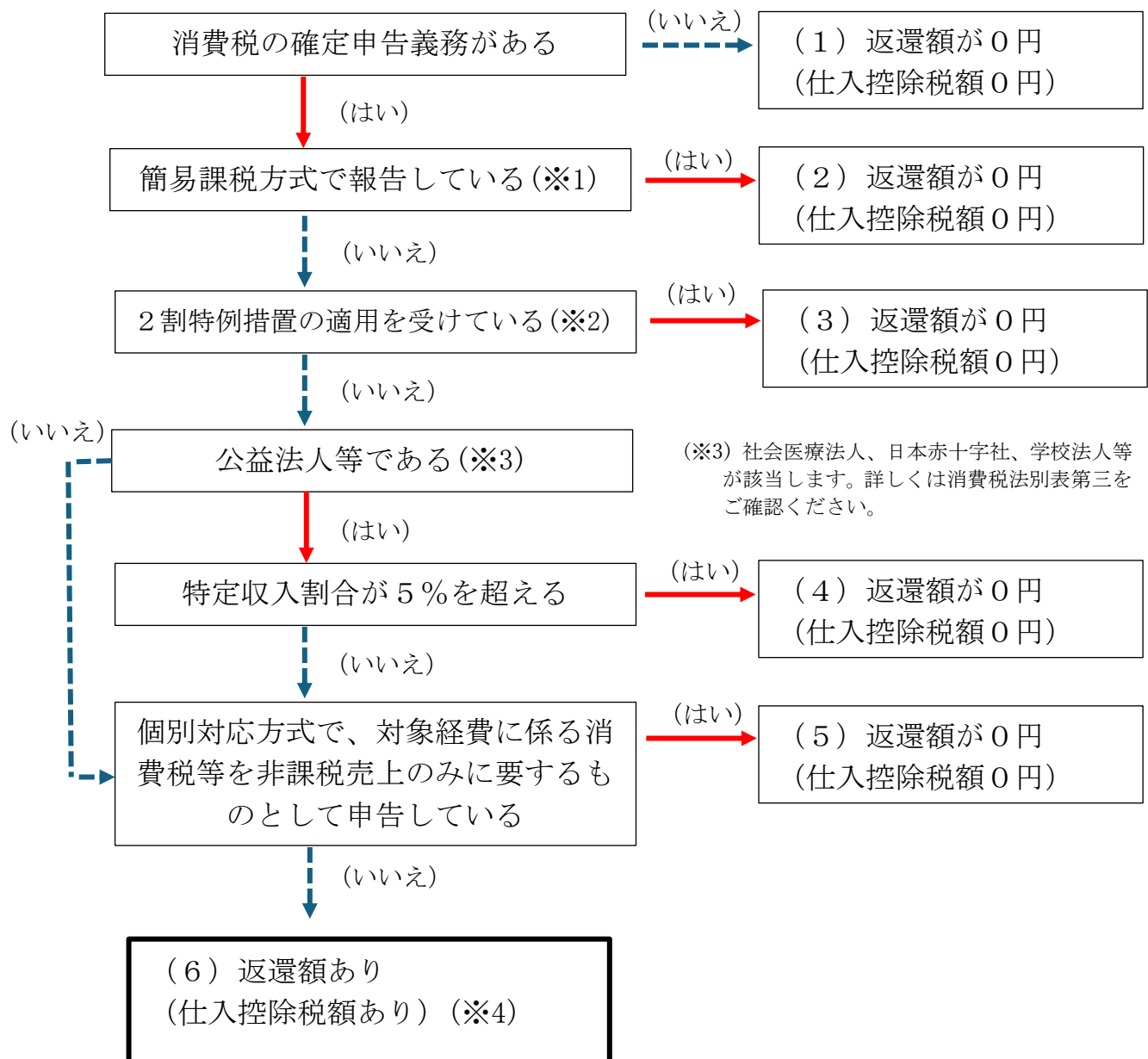
事業者が仕入控除税額報告書を電子メールにより愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課に提出してください。

## 6 参考（愛知県 Web サイト）

令和7年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金に係る仕入控除税額の報告等について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/r7denshisyoousen-shiirekoujo.html>

## ○消費税仕入控除税額に係るフローチャート



(※1) 簡易課税方式に該当するかは、消費税の確定申告書を確認してください。

下の赤枠で囲んでいる箇所に「簡易課税用」と記載されています。

読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

中間申告 令和 年 月 日 の場合の 対象期間 至 令和 年 月 日

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

| この申告書による消費税の税額の計算 |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|-------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 課税標準額             | ① | 千 | 百 | 十 | 百 | 十 | 千 | 百 | 十     |
| 消費税額              | ② |   |   |   |   |   |   |   | 0 0 0 |
| 貸倒回収に係る消費税額       | ③ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除対象仕入税額          | ④ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 返還等対価に係る税額        | ⑤ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 税貸倒れに係る税額         | ⑥ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除税額小計            | ⑦ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除不足還付税額          | ⑧ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 差引税額              | ⑨ |   |   |   |   |   |   |   | 0 0   |
| 中間納付税額            | ⑩ |   |   |   |   |   |   |   | 0 0   |
| 納付税額              | ⑪ |   |   |   |   |   |   |   | 0 0   |
| 中間納付還付税額          | ⑫ |   |   |   |   |   |   |   | 0 0   |

| 付制賦基準の適用               | 有                     | 無                     |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 延払基準等の適用               | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 工事進行基準の適用              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 現金主義会計の適用              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 区分課税売上高(免税売上高を除く)売上割合% |                       |                       |
| 第1種                    |                       |                       |
| 第2種                    |                       |                       |
| 第3種                    |                       |                       |
| 第4種                    |                       |                       |
| 第5種                    |                       |                       |
| 第6種                    |                       |                       |
| 特例計算適用(全52%)           | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

(※2) 2割特例の措置を受けているかは、消費税の確定申告書を確認してください。

下の赤枠で囲んでいる箇所に「○」が記載されています。

しないでください。

| 課税標準額       | ① | 千 | 百 | 十 | 百 | 十 | 千 | 百 | 十     |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 消費税額        | ② |   |   |   |   |   |   |   | 0 0 0 |
| 貸倒回収に係る消費税額 | ③ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除対象仕入税額    | ④ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 返還等対価に係る税額  | ⑤ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 税貸倒れに係る税額   | ⑥ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除税額小計      | ⑦ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除不足還付税額    | ⑧ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 差引税額        | ⑨ |   |   |   |   |   |   |   | 0 0   |
| 中間納付税額      | ⑩ |   |   |   |   |   |   |   | 0 0   |

| 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 | 有                     | 無                     |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 上記以外                   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

(※4) 消費税の確定申告書の下の方で囲んでいる箇所に「控除税額の計算方法」が記載されています。

す。折ったり汚したりしないでください。

| この申告書による消費税の税額の計算 |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|-------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 課税標準額             | ① | 千 | 百 | 十 | 百 | 十 | 千 | 百 | 十     |
| 消費税額              | ② |   |   |   |   |   |   |   | 0 0 0 |
| 控除過大調整税額          | ③ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除対象仕入税額          | ④ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 返還等対価に係る税額        | ⑤ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 税貸倒れに係る税額         | ⑥ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除税額小計            | ⑦ |   |   |   |   |   |   |   |       |
| 控除不足還付税額          | ⑧ |   |   |   |   |   |   |   |       |

| 付制賦基準の適用               | 有                     | 無                     |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 延払基準等の適用               | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 工事進行基準の適用              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 現金主義会計の適用              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 上記以外                   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 控除税額の計算方法              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

# 報 告 書

令和    年    月    日

愛知県知事    殿

所在地  
名称  
職氏名

## 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 7 年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

### 記

- 1 施設の名称、所在地及び保険医療機関コード  
別紙のとおり
- 2 愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則 8 号）第 1 4 条に基づく額の確定額  
金            0            円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
（要返還額）  
金            0            円
- 4 添付書類  
3 の金額の積算内訳額等の参考資料

事務局用  
押さないでください

| 報告日               | 補助金申請時(令和7年)の<br>法人名/屋号 |      |                    |        |                       |        |     |
|-------------------|-------------------------|------|--------------------|--------|-----------------------|--------|-----|
|                   | 現在の法人名/屋号               |      | 郵便番号<br>(納入通知書送付先) |        | 住所<br>(納入通知書送付先)      |        |     |
| 保険医療機関コード<br>(7桁) | 補助金区分                   | 施設名等 | 施設等への補助額<br>(確定額)  | 返還の有無等 | 仕入控除税額<br>(施設等からの返還額) | 課税売上高  |     |
|                   |                         |      |                    |        |                       | 課税対象売上 | 総売上 |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
|                   |                         |      |                    |        | 0                     |        |     |
| -                 | (1)小計                   | -    | 0                  |        | 0                     |        |     |
| -                 | (2)小計                   | -    | 0                  |        | 0                     |        |     |
| -                 | (3)小計                   | -    | 0                  |        | 0                     |        |     |
| -                 | 総計                      | -    | 0                  |        | 0                     |        |     |





## 記入要領

- 1 「報告日」「補助金申請時(令和7年)の法人名/屋号」「現在の法人名/屋号」「郵便番号」「住所」「代表者職・氏名」を入力します。
- 2 報告対象のすべての施設（店舗）について、「返還の有無等」を入力します。
  - ※ プルダウンから選択してください。
  - ※ どの区分に当たるかは、4～5ページのフローチャートでご確認ください。
- 3 「返還の有無等」で、
  - (1) “返還なし（消費税の申告義務がない）”を選択した場合は、「基準期間の課税売上高(税抜)又は特定収入割合」に基準期間の課税売上高(税抜)【質疑応答 14 但書き、30 参照】を入力します。
  - (2) “返還なし（簡易課税方式による申告）”を選択した場合は、これで入力完了です。
  - (3) “返還なし（特定収入割合が5%超）”を選択した場合は、「基準期間の課税売上高(税抜)又は特定収入割合」に特定収入割合を入力します。
  - (4) “返還なし（個別対応方式で非課税売上のみ）”を選択した場合は、これで入力完了です。
  - (5) “返還なし（補助対象が非課税のみ）”を選択した場合、電子処方箋管理サービス等の導入費用が非課税であることは通常考えられませんので、お間違いのないか再度確認します。非課税のみで間違いのない場合や、税抜き価格で補助金を申請したなどの事情のある場合は、「備考」にその旨を入力します。
  - (6) “返還なし（2割特例を適用）”を選択した場合は、これで入力完了です。
  - (7) “返還あり（課税売上割合 95%以上・課税売上高 5 億円以下）”を選択した場合は、これで入力完了です。
  - (8) “返還あり（一括比例配分方式）”又は“返還あり（個別対応方式）”を選択した場合は、「課税対象売上」、「総売上」、「補助対象経費の課税仕入の割合」を入力します。
- 4 報告書右上の「エラーチェック」ボタンを押して、入力内容に不備がないことを確認します。

## 添 付 書 類

| 確定申告の区分等                           | 添付資料                                         |
|------------------------------------|----------------------------------------------|
| 消費税の申告義務がない                        | なし（報告書のみ）                                    |
| 公益法人等であって、特定収入割合が５％を超えている          | 課税期間分の消費税確定申告書の写し<br>特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式） |
| 上記以外<br>（簡易課税方式、一括比例配分方式、個別対応方式など） | 課税期間分の消費税確定申告書の写し                            |

※ 上表に記載のほか、法人名、施設名、住所等に変更のあった場合や、事業譲渡等のあった場合などは、当該事実のわかる書類（履歴事項証明書、変更届など）を追加で提出すること。

# 審 査 要 領

- 1 令和7年度に補助金の申請をしたすべての施設等について、申請時と同じように入力してあるか。  
※ 愛知県から「施設名等」「補助金区分」を入力した状態で報告書の様式を送付します。  
※ 一の施設について複数の区分で補助金を申請していた場合や複数施設分を個別に申請していた場合は、申請の数だけ報告書を送付するので、そのすべてに入力すること。
- 3 「施設等への補助額（確定額）」と「対象経費の総額」を手入力した場合は、備考欄に手入力の旨記入してあるか。
- 4 「返還の有無等」は消費税の確定申告に基づき正確に選択してあるか。
- 5 「課税売上高(税抜)」や「補助対象経費の課税仕入の割合」は、適正な年（年度）について入力しているか。 ※ 質疑応答 14 参照
- 6 エラーチェックにより入力不備がないことを確認しているか。また、エラーメッセージが表示された場合であって入力内容に誤りがない場合は、備考欄に理由等を記入しているか。
- 7 必要な添付書類が添付されているか。

# 質 疑 応 答 集

問 1 この報告はどのようなものか。

回答 3 ページを参照してください。

問 2 返還なし（0 円）の場合（簡易課税・免税等含む）でも報告は必要か。

回答 必要です。

問 3 個人事業主の場合も報告が必要か。

回答 必要です。

問 4 補助金の交付を受けた施設が既に廃止している場合、報告は必要か。

回答 必要です。複数施設を運営している事業者で一部施設を廃止している場合は、その施設分も含めて報告してください。

問 5 事業譲渡等があった場合は、どうしたらよいか。

回答 譲渡先の事業者が報告してください。

問 6 報告期限はいつまでか。

回答 2027（令和 9）年 1 月 29 日（金）です。

問 7 報告をしないとどうなるのか。

回答 交付要綱において報告を義務づけています。報告いただけない場合や報告の意思が認められない場合は、交付済みの補助金を返還いただくことになります。愛知県としてもそういった事態は可能な限り避けたいと考えていますので、必ず期限までに報告してください。

問 8 補助事業に係る帳簿等がないので、報告することができない。

回答 帳簿や証拠書類の整備・保管は交付要綱に規定する補助金交付の条件であることから、補助事業に係る帳簿等がないために報告いただけない場合は交付済みの補助金を返還していただくことになります。補助事業に係る帳簿等がない場合、事前に電子メールにて御連絡ください。

問 9 報告することができないので、交付を受けた補助金を全額返還したい。

回答 速やかに県 Web サイトに掲載してある返還届を電子メールで提出してください。なお、返還届の取り消しはできませんので御注意下さい。

問10 返還届に記載する補助金の額が分からない。

回答 愛知県が送付した報告書の「施設等への補助額（確定額）」欄のとおりです。なお、補助金の額に関して電話での問い合わせには対応いたしません。

問11 報告書を紙媒体やU S B等で提出してよいか。

回答 報告書は必ず電子メールで提出してください。紙媒体やU S B等を窓口へ持参又は郵送されても一切受理しません。また、送付された紙媒体やU S B等の返送は行いません。

問12 報告書は愛知県から送付された Excel ファイルをそのまま提出すればよいか。

回答 愛知県が送付した Excel ファイルに**必要事項を入力の上、必要な添付書類と併せて**提出してください。

令和6年度分の報告において未記入の報告書が提出されるケースが複数ありました。未記入の報告書が提出された場合、報告の意思なしとして取扱わざるを得なくなることがあります。提出前に必ずご確認ください。

問13 報告書に添付するのは何の確定申告書か。

回答 補助対象経費（＝電子処方箋の導入費用）の支払日の属する課税期間の**消費税の確定申告書**を添付してください。所得税や法人税のものではありません。また、令和8年（年度）のものではなく、電子処方箋導入費用の支払日が含まれる期間のものを添付してください。

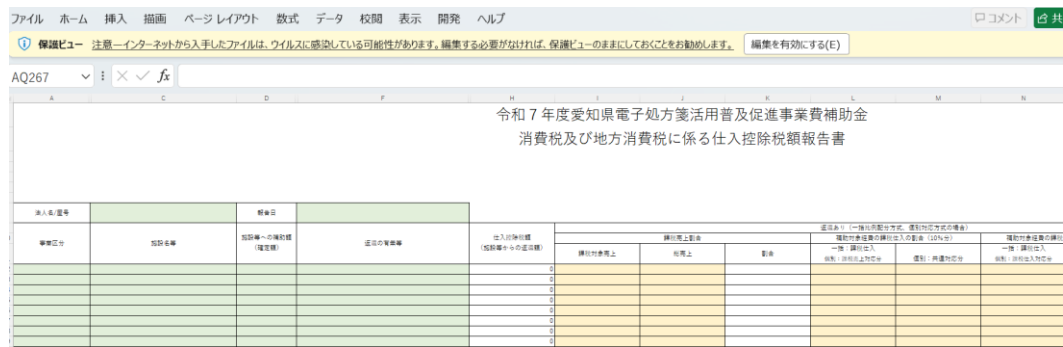
問14 どの時期の確定申告に基づいて報告すればよいか。

回答 **補助対象経費（＝電子処方箋の導入費用）の支払日の属する課税期間**に基づいて報告書を作成してください。ただし、消費税の確定申告義務がない事業者が入力する「基準期間の課税売上高(税抜)(単位:円)」については、原則として、個人事業主の場合は前々年の課税売上高、法人の場合は前々事業年度の課税売上高となりますので注意してください。

問15 複数の施設で補助金を申請した場合であって、それぞれの電子処方箋導入費用の支払日が課税期間をまたぐ場合は、それぞれの施設の電子処方箋導入費用の支払日の属する課税期間に基づき報告すればよいか。

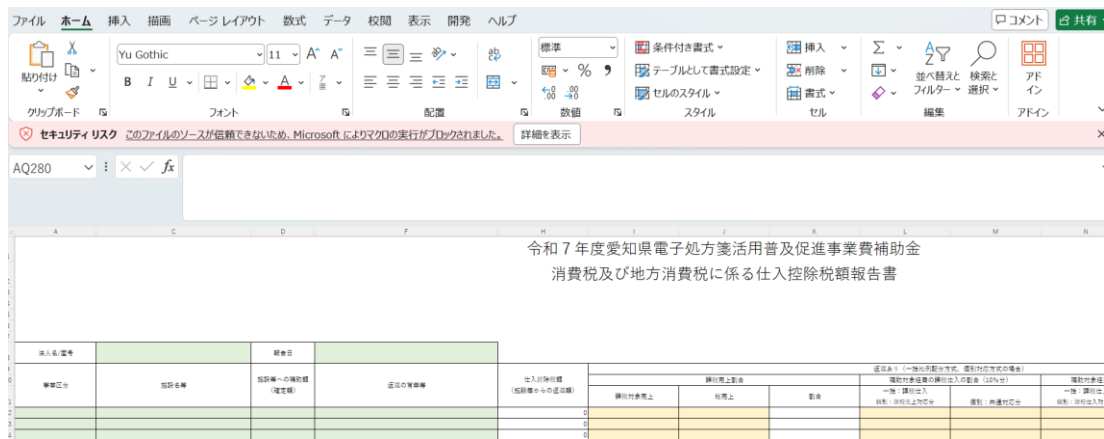
回答 お見込みのとおりです。

問16 以下の画面のようにExcel ファイルが保護ビューで開かれた。



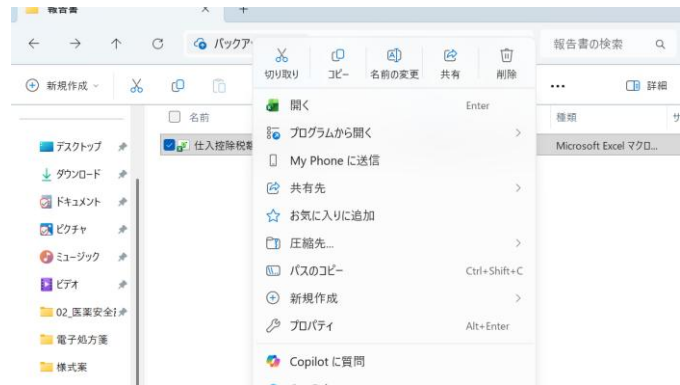
回答 「編集を有効にする」を選択してください。

問17 以下の画面のようにマクロの実行がブロックされた旨のメッセージが表示された。



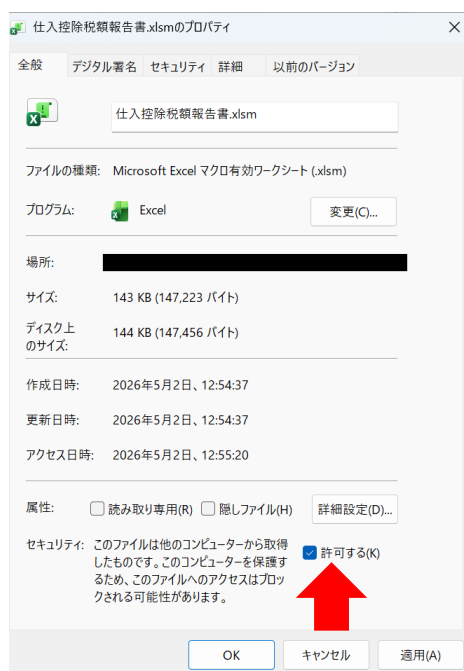
回答 以下の手順でブロックを解除してください。

- ① 適当なフォルダに保存した報告書のExcel ファイルにカーソルを合わせて右クリックすると表示されるメニューで「プロパティ」を選択（左クリック）。



② 遷移先画面の「全般」タブの下部で「許可する」にチェックを入れて「OK」を選択。

※ 「許可する」ではなく「ブロックを解除」などと表示される場合もあります。



問18 Excel ファイルのマクロを編集してしまった。

回答 当該 Excel ファイルは破棄し、愛知県が送付したファイルを再度取得して入力し直してください。

問19 法人内の複数施設分、個別で補助金の申請をしたが、報告は一括で行ってよいか。

回答 補助金を施設ごとに個別申請した場合は、報告も個別に行う必要があります。愛知県が送付する報告書をそのまま使用してください。

問20 同一施設について複数の区分で補助金を申請したが、報告は一括で行ってよいか。

回答 区分ごとに個別に報告する必要があります。愛知県が送付する報告書をそのまま使用してください。

問21 補助金を複数施設分一括で申請したが、報告は施設ごとに個別に行ってよいか。

回答 補助金を複数施設分一括申請した場合は、報告も一括で行う必要があります。愛知県が送付する報告書をそのまま使用してください。

問22 令和6年度に交付を受けた補助金について報告は必要か。

回答 報告済みの補助金について、誤りがなければ再度の報告は不要です。

問23 先に提出した令和6年度交付分に係る報告書に誤りがあることが判明した場合はどうしたらよいか。

回答 個別に対応しますので、至急電子メールにて誤りの内容をお知らせください。電話での連絡には対応しません。

問24 令和7年度に補助金を申請したが、申請内容に誤りがあることが判明した。どうしたらよいか。

回答 大至急、電子メールにて誤りの内容を御連絡ください。電話での連絡には対応しません。また、事由の如何に関わらず補助金の増額交付は行いません。

問25 補助金の区分が分からない場合はどうしたらよいか。

回答 以下の手順で確認してください。

- ① J グランツ (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) にアクセスし、「ログイン」を押下します。



- ② 「G ビズ ID でログインする」を押下します。



- ③ ID と PW を入力してログインします。

**GビズID**

**ログイン / Login**

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

**ログイン / Login**

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)



- ④ J グランツ「マイページ」にアクセスし、事業「令和7年度愛知県電子処方箋活用普及促進事業費補助金」を押下します。

- ⑤ 「交付申請フォーム」(赤枠内)を押下すると、自施設が過去に申請した内容を確認できます。

なお、事業譲渡等により補助金申請当時のIDが利用できないなどの事情がある場合は、当時の申請書類をご確認いただくか、愛知県医薬安全課まで電子メールで法人名又は屋号を正確に御連絡ください(電話での連絡には対応いたしません)。

問26 補助金の金額が分からない場合はどうしたらよいか。

回答 上記設問に同じ。

問27 補助金申請時と報告時で法人名/屋号に変更がない場合であっても、申請時と報告時の両方の欄に入力する必要があるか。「同上」などとしてよいか。

回答 申請時と報告時の両方の欄に入力してください。また、「同上」などとはせず、どちらの欄にも法人名/屋号を正確に入力してください。

問28 「返還の有無等」(G列)でどの区分を選べばいいか分からない。

回答 4～5ページのフローチャートをご確認いただくか、税理士等にお問い合わせください。愛知県に連絡いただいても対応いたしかねます。

問29 税抜き価格に基づき補助金を申請した場合、仕入控除税額を愛知県に返還するのは不当と思われるがどうか。

回答 ご認識のとおり、税抜き価格に基づき補助金を申請した以上は、愛知県が交付した補助金に消費税に対応する額が含まれていないため、仕入控除税額を愛知県へ返還する必要は当然ありません。この場合、「返還の有無等」(G列)は“返還なし(補助対象が非課税のみ)”を選択し、備考欄に税抜き価格に基づき補助金を申請した旨記載してください。

問30 消費税の確定申告義務がない事業者が入力する「基準期間の課税売上高(税抜)(単位:円)」とは何か。

回答 原則として、個人事業主の場合は前々年の課税売上高、法人の場合は前々事業年度の課税売上高となります。基本的には、当該額が1,000万円以下の事業者が免税事業者となります。(例えば、令和7年の課税期間において免税事業者となるかどうかは、令和5年の期間における課税売上高で判断されます。)

問31 施設名等に変更があったときは、変更後の内容で報告するのか。

回答 補助金申請時点の内容で報告し、備考欄に変更後の内容を記入してください。併せて、変更のあったことが分かる書類(変更届等)を添付してください。

問32 エラーチェックの結果、疑問文(「〇〇ですが間違いないですか?」等)が表示されたが、どうすればよいか。

回答 入力内容に誤りがあった場合は、該当箇所を修正して再度エラーチェックを実行してください。入力内容に誤りがない(修正の必要がない)場合は、その旨及び理由等(あれば)を備考欄に入力し、メッセージが表示されたまま提出してください。

問33 報告書の提出後に記載内容の誤りに気づいた。どうしたらよいか。

回答 報告書を修正し、必要な添付書類と併せて電子メールで再度提出してください(報告書の修正だけで添付書類の差し替えが不要であっても、再度書類一式を提出してください)。なお、再提出にあたっては、再提出の旨をメール本文に必ず記載してください。

問34 報告書の提出後に添付書類の添付漏れや誤りに気づいた。どうしたらよいか。

回答 報告書と添付書類を電子メールで再度提出してください（差し替えのない書類も含め一式をお送りください）。なお、再提出にあたっては、再提出の旨をメール本文に必ず記載してください。